

独立行政法人国立高等専門学校機構苫小牧工業高等専門学校と苫小牧市との
連携及び協力に関する協定書

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において押印の上、
各自その1通を保有するものとする。

苫小牧市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構苫小牧工業高等専門学校（以下「乙」という。）とは、共にまちづくりに取り組むパートナーとして、それぞれが有する資源を有効に活用することにより、地域の活性化に向けた相互の連携及び協力を図り、もって苫小牧市民であることが誇りに思えるまちづくりに寄与することを目的として、次のとおり協定を締結する。

平成30年10月11日

甲 苫小牧市旭町4丁目5番6号
苫小牧市
苫小牧市長 岩倉博文

乙 苫小牧市字錦岡443番地
独立行政法人国立高等専門学校機構
苫小牧工業高等専門学校
校長 黒川一哉

（連携、協力事項）

第1条 甲及び乙は、相互の情報提供、意見交換等を通じて、次の各号に掲げる事項について、緊密な連携及び協力を図り、相互に合意した事業について協働で取り組むものとする。

- (1) ものづくり人材の育成・確保に関する事項
- (2) 地域に密着したものづくり産業の振興に関する事項
- (3) まちづくりの推進に関する事項
- (4) その他甲及び乙の協議により必要と認められる事項

（守秘義務）

第2条 甲及び乙は、この協定による連携及び協力により知りえた情報を第三者に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。ただし、あらかじめ承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からの特段の申出がなければ、1年間更新し、その後も同様に更新するものとする。

（この協定に定めのない事項）

第4条 この協定に定めるもののほか、事業の具体的な内容その他必要な事項については、甲及び乙が協議して決定するものとする。